

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	健康診査・がん検診等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

古殿町は、健康診査・がん検診等に関する事務の執行に当たり、特定個人情報ファイルを取り扱うことにおける、漏えいその他の事態を発生させるリスクを十分認識し、そのリスク軽減のための適切な措置を講ずることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福島県古殿町長

## 公表日

令和7年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康診査・がん検診等に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。 1 対象となる検診(一次及び精密)の種類 (1) 肝炎ウイルス検診 (2) 骨粗鬆症検診 (3) 歯周疾患検診 (4) 肺がん検診 (5) 乳がん検診 (6) 胃がん検診 (7) 子宮頸がん検診 (8) 大腸がん検診 2 健康診査及びがん検診等の実施に関する事務 具体的な事務内容については以下のとおり。 (1) 毎年、各検診の受診年齢到達者及び検診対象者に対して、受診勧奨及び個別通知等を送付する。 (2) 医療機関で実施した各検診(一次、精密)について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 (3) 一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。 (4) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名情報ファイル、検診情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表の111の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 139の項  (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	古殿町健康管理センター
②所属長の役職名	所長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原31 古殿町役場 総務課 総務係 0247-53-4611
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字横川94-1 古殿町健康管理センター 0247-53-4038
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、生体情報(静脈)とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	評価書名	古殿町 健康診査等に関する事務 基礎項目 評価書	健康診査等に関する事務	事後	
平成31年3月22日	評価実施機関名	古殿町	古殿町長	事後	
平成31年3月22日	I-4①実施の有無	実施する	未定	事後	
平成31年3月22日	I-4②法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の76の項		事後	
平成31年3月22日	I-5②所属長	所長 野崎 貴弘		事後	
平成31年3月22日	I-5②所属長の役職名		所長	事後	
平成31年3月22日	I-7請求先	963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字新 桑原31番地 古殿町役場 総務課 総務係 0247-53-4611	963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字新 桑原31 古殿町役場 総務課 総務係 0247-53-4611	事後	
平成31年3月22日	I-8連絡先	963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字新 桑原31番地 古殿町役場 総務課 総務係 0247-53-4611	963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字横 川94-1 古殿町健康管理センター 0247-53-4038	事後	
平成31年3月22日	Ⅳリスク対策		様式変更に伴う項目追加	事後	
令和4年10月17日	評価書名	健康診査等に関する事務	健康診査・がん検診等に関する事務 基礎項目 評価書	事後	
令和4年10月17日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	古殿町は健康診査等に関する事務における特 定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取 扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影 響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情 報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを 軽減させるために十分な措置を行い、もって個 人のプライバシー等の権利利益の保護に取り 組んでいることを宣言する。	古殿町は、健康診査・がん検診等に関する事務 の執行に当たり、特定個人情報ファイルを取り 扱うことにおける、漏えいその他の事態を発生 させるリスクを十分認識し、そのリスク軽減のた めの適切な措置を講ずることにより、個人のプ ライバシー等の権利利益の保護に取り組んで いることを宣言する。	事後	
令和4年10月17日	評価実施機関名	古殿町長	福島県古殿町長	事後	
令和4年10月17日	I-1①事務の名称	健康診査等に関する事務	健康診査・がん検診等に関する事務	事後	
令和4年10月17日	I-1②事務の概要	健康診査等に関する事務とは、健康増進法(平 成14年法律第103号)その他関係法令に基づき 行う健康診査等の健康増進事業に関する事務 をいう。  古殿町は、行政手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等に関する法律(平 成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の 規定に従い、健康診査等に関する事務におい て、個人番号の取得、個人番号の利用及び特 定個人情報の提供又は照会を行う。	健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)による 健康診査及びがん検診等の実施に関する事務 であって主務省令で定めるものに係る事務を行 う。 ■対象となる検診(一次及び精密)の種類 ・肝炎ウイルス検診 ・骨粗鬆症検診 ・歯周疾患検診 ・肺がん検診 ・乳がん検診 ・胃がん検診 ・子宮頸がん検診 ・大腸がん検診 ■健康診査及びがん検診等の実施に関する事 務 具体的な事務内容については以下のとおり。 ①毎年、各検診の受診年齢到達者及び検診対 象者に対して、受診勧奨及び個別通知等を送 付する。 ②医療機関で実施した各検診(一次、精密)に ついて、検診結果の情報を健康管理システム に入力し、データ管理を行う。 ③一次検診の結果、要精密検査と判定された 者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を 行う。 ④番号法の別表第二に基づいて、健康増進法 による健康診査及びがん検診等の実施に関 する事務において、情報提供ネットワークシ ステムに接続し、各情報保有期間が保有する特 定個人情報について情報連携を行う。	事後	
令和4年10月17日	I-1③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム	健康管理システム、統合宛名システム、中間 サーバー	事後	
令和4年10月17日	I-2特定個人情報ファイル名	健康診査ファイル	宛名情報ファイル、検診情報ファイル	事後	
令和4年10月17日	I-3法令上の根拠		行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成二十五年 五月三十一日法律第二十七号)第9条第1項、 別表第一の第76項並びに行政手続におけ る特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・ 総務省令第五号)第54条	事後	
令和4年10月17日	I-4①実施の有無	未定	実施する	事後	
令和4年10月17日	I-4②法令上の根拠		行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成二十五年 五月三十一日法律第二十七号)第19条第8号 及び番号法別表第二の102の2の項	事後	
令和4年10月17日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成31年3月22日 時点	令和4年10月17日 時点	事後	
令和4年10月17日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成31年3月22日 時点	令和4年10月17日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	I-1. ② 事務の概要	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。 ■対象となる検診(一次及び精密)の種類 ・肝炎ウイルス検診 ・骨粗鬆症検診 ・歯周疾患検診 ・肺がん検診 ・乳がん検診 ・胃がん検診 ・子宮頸がん検診 ・大腸がん検診 ■健康診査及びがん検診等の実施に関する事務 具体的な事務内容については以下のとおり。 ①毎年、各検診の受診年齢到達者及び検診対象者に対して、受診勧奨及び個別通知等を送付する。 ②医療機関で実施した各検診(一次、精密)について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 ③一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。 ④番号法の別表第二に基づいて、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。 1 対象となる検診(一次及び精密)の種類 (1)肝炎ウイルス検診 (2)骨粗鬆症検診 (3)歯周疾患検診 (4)肺がん検診 (5)乳がん検診 (6)胃がん検診 (7)子宮頸がん検診 (8)大腸がん検診 2 健康診査及びがん検診等の実施に関する事務 具体的な事務内容については以下のとおり。 (1)毎年、各検診の受診年齢到達者及び検診対象者に対して、受診勧奨及び個別通知等を送付する。 (2)医療機関で実施した各検診(一次、精密)について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 (3)一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。 (4)番号法の別表第二に基づいて、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	重要な変更にとらならないため (評価書見直し作業による)
令和6年3月1日	I-1. ③ システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー	事後	重要な変更にとらならないため (評価書見直し作業による)
令和6年3月1日	I-3 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)第9条第1項、別表第一の第76項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第54条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表第一の76の項	事後	重要な変更にとらならないため (評価書見直し作業による)
令和6年3月1日	I-4. ② 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)第19条第8号及び番号法別表第二の102の2の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 102の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 102の2の項	事後	重要な変更にとらならないため (評価書見直し作業による)
令和7年3月1日	I-1. ②事務の概要	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。 1 対象となる検診(一次及び精密)の種類 (1)肝炎ウイルス検診 (2)骨粗鬆症検診 (3)歯周疾患検診 (4)肺がん検診 (5)乳がん検診 (6)胃がん検診 (7)子宮頸がん検診 (8)大腸がん検診 2 健康診査及びがん検診等の実施に関する事務 具体的な事務内容については以下のとおり。 (1)毎年、各検診の受診年齢到達者及び検診対象者に対して、受診勧奨及び個別通知等を送付する。 (2)医療機関で実施した各検診(一次、精密)について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 (3)一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。 (4)番号法の別表第二に基づいて、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。 1 対象となる検診(一次及び精密)の種類 (1)肝炎ウイルス検診 (2)骨粗鬆症検診 (3)歯周疾患検診 (4)肺がん検診 (5)乳がん検診 (6)胃がん検診 (7)子宮頸がん検診 (8)大腸がん検診 2 健康診査及びがん検診等の実施に関する事務 具体的な事務内容については以下のとおり。 (1)毎年、各検診の受診年齢到達者及び検診対象者に対して、受診勧奨及び個別通知等を送付する。 (2)医療機関で実施した各検診(一次、精密)について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 (3)一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。 (4)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	重要な変更にとらならないため (法改正に伴う見直し作業による)
令和7年3月1日	I-3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表第一の76の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表の111の項	事後	重要な変更にとらならないため (法改正に伴う見直し作業による)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	I-4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) 102の2の項  (別表第二における情報照会の根拠) 102の2の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表  (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 139の項  (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 139の項	事後	重要な変更にあたらないため(法改正に伴う見直し作業による)
令和7年3月1日	IV-8人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		2) 十分である	事後	重要な変更にあたらないため(新様式移行に伴う項目追加)
令和7年3月1日	IV-8人手を介在させる作業判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	重要な変更にあたらないため(新様式移行に伴う項目追加)
令和7年3月1日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	重要な変更にあたらないため(新様式移行に伴う項目追加)
令和7年3月1日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		システムへのアクセスが可能な職員は、生体情報(静脈)とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	重要な変更にあたらないため(新様式移行に伴う項目追加)